



# 監査報告書

令和 4年 5月27日

社会福祉法人 尚紫会  
理事長 衣笠 寛 様  
(所轄庁・評議員会)

監事 田村 栄子 

監事 山本 雄一 

私たち監事は、令和 3年4月1日から令和 4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。

その方法及び結果について、次の通り報告致します。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

## 別紙

|        |  |
|--------|--|
| 監査実施日時 | 令和 4年 5月27日(金曜日) 9時30分 ~12時00分                                       |
| 監査実施場所 | 特別養護老人 ホーム むれさき苑 1階会議室   |
| 立 会 者  | 理事長 衣笠 寛・施設長 高野朝光・事務長 七條朋宏<br>事務長補佐 川上加代子・事務員 内藤万由美<br>井上税理士事務所 井上雄輔 |

| 監査項目              |                   | 監事意見  |
|-------------------|-------------------|---|
| 法人の組織運営状況         | 定款、規程、役員、理事会、評議員会 | * 育児・介護休業法の改正に伴う規程の変更が来ていません。<br>また、令和4年10月にも法改正が控えていますので、それも踏まえて規程の改正手続きを進めて下さい。<br>* 就業規則の有給休暇の部分が正確でない箇所があります。<br>修正して下さい。<br>* 理事会、評議員会の議事録の作成が遅延しています。 |
|                   | 人事、労務管理           | * 現行の定年年齢、継続雇用の年齢に法違反はありませんが、現実に65歳超えの従業員がおられますので、その点を考慮した内容に変更することを考えて下さい。   |
| 事業活動、運営管理         |                   | * 今の36協定は1カ月の残業時間の限度が45時間となっていますので、確実に残業時間が守られるようにして下さい。<br>45時間を超えることが想定されるなら、特別条項を設定して下さい。  |
| 福祉サービスの質の向上の為の取組み |                   |   |
| 法人及び事業の会計状況       | 会計帳簿              | * 預金・借入金は、残高証明書と合致しています。<br>現金は、会計帳簿(金銭出納帳綴)と合致しています。   |
|                   | 予算の編成             | * 今回修繕の実績が出来るので、安定的(毎期定額か利益連動型)に修繕積立金の計上を検討して下さい。   |
|                   | 出納・財務             | * 立替金の回収可能性は有り、長期貸付金の回収可能性は不明であることを確認しました。  |
|                   | 契約・入札             |   |
|                   | 資産管理              |   |
|                   | 拠点区分間及び事業区分間の資金移動 |   |
|                   | 決算書類の作成           |   |
| 法人の財務状況           |                   |   |
| そ の 他             |                   | 法人全体注記の15(1)の長期継続記載については、理事会・評議員会において、諮ることとした。  |